

新潟県条例第49号

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例（平成12年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料）</p> <p>第7条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(3)の2 法第5条の3の2第1項の講習会の講習を受けようとする者 1件につき標準政令本則の表67の2の項の下欄に掲げる金額</u></p> <p>(4)～(13) (略)</p> <p><u>(14) 法第9条の16第1項の資格の認定を受けようとする者 1件につき標準政令本則の表70の4の項の下欄に掲げる金額</u></p>	<p style="text-align: center;">（銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料）</p> <p>第7条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)～(13) (略)</p>
<p style="text-align: center;">（道路交通法関係手数料）</p> <p>第8条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) <u>法第51条の8第1項の登録を受けようとする者 1件につき標準政令本則の表72の2の項の1の下欄に掲げる金額</u></p> <p>(2) <u>法第51条の8第6項の登録の更新を受けようとする者 1件につき標準政令本則の表72の2の項の2の下欄に掲げる金額</u></p> <p>(3) <u>法第51条の13第1項の駐車監視員資格者証の交付を受けようとする者 1件につき標準政令本則の表72の3の項の1の下欄に掲げる金額</u></p> <p>(4) <u>法第51条の13第1項第1号イの講習を受けようとする者 1件につき標準政令本則の表72の3の項の2の下欄に掲げる金額</u></p> <p>(5) <u>法第51条の13第1項第1号ロの規定による認定を受けようとする者 1件につき標準政令本則の表72の3の項の3の下欄に掲げる金額</u></p> <p>(6) <u>法第51条の13第1項の駐車監視員資格者証の</u></p>	<p style="text-align: center;">（道路交通法関係手数料）</p> <p>第8条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下この条において「法」という。）<u>第49条第1項のパーキング・メーターを作動させようとする者又は同項のパーキング・チケット発給設備によりパーキング・チケットの発給を受けようとする者は、1回につき200円の手数料を納めなければならない。</u></p>

書換え交付を受けようとする者 1件につき標準政令本則の表72の3の項の4の下欄に掲げる金額

(7) 法第51条の13第1項の駐車監視員資格者証の再交付を受けようとする者 1件につき標準政令本則の表72の3の項の5の下欄に掲げる金額

- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 (略)
- 5 (略)
- 6 (略)
- 7 (略)
- 8 (略)
- 9 (略)

(手数料の免除)

第12条 第8条第2項及び第3項の手数料について、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であつて、かつ、公益のために道路を使用しようとする場合は、当該手数料を免除する。

- (1)・(2) (略)
- 2・3 (略)

(手数料の納入方法)

第13条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、次の各号に掲げるものにあつては、この限りでない。

- (1) (略)
- (2) 第8条第7項の規定により指定講習機関に納める手数料
- (3)・(4) (略)

2 法の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1) 法第51条の8第1項の登録を受けようとする者 1件につき2万3,000円

(2) 法第51条の8第6項の登録の更新を受けようとする者 1件につき2万3,000円

(3) 法第51条の13第1項の駐車監視員資格者証の交付を受けようとする者 1件につき9,900円

(4) 法第51条の13第1項第1号イの講習を受けようとする者 1件につき標準政令本則の表72の3の項の2の下欄に掲げる金額

(5) 法第51条の13第1項第1号ロの規定による認定を受けようとする者 1件につき4,500円

(6) 法第51条の13第1項の駐車監視員資格者証の書換え交付を受けようとする者 1件につき2,100円

(7) 法第51条の13第1項の駐車監視員資格者証の再交付を受けようとする者 1件につき標準政令本則の表72の3の項の5の下欄に掲げる金額

- 3 (略)
- 4 (略)
- 5 (略)
- 6 (略)
- 7 (略)
- 8 (略)
- 9 (略)
- 10 (略)

(手数料の免除)

第12条 第8条第3項及び第4項の手数料について、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であつて、かつ、公益のために道路を使用しようとする場合は、当該手数料を免除する。

- (1)・(2) (略)
- 2・3 (略)

(手数料の納入方法)

第13条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、次の各号に掲げるものにあつては、この限りでない。

- (1) (略)
- (2) 第8条第8項の規定により指定講習機関に納める手数料
- (3)・(4) (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、第8条第1項に規定する手数料は、パーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備に現金を投入して納めなければならない。

附 則

この条例中第7条第3号の次に1号を加える改正及び同条に1号を加える改正は令和4年3月15日から、その他の改正は公布の日から施行する。